

# 野辺地町都市計画マスタープラン（改定） 概要版

## 1 都市計画マスタープランの概要

### 背景

平成9（1997）年3月に「野辺地都市計画の基本的な方針（マスタープラン）」を策定しました。当時は、公共施設の整備・集積や土地区画整理事業の着手により、都市としての顔づくりが一層進み、それに合わせて人口も増加すると考えていました。

しかし、その後、都市政策の考え方が変遷することになり、開発による都市の拡大路線は終焉を迎えることになりました。そして現在、日本は少子高齢化と人口減少社会を迎えており、本町においても、超高齢社会の到来、人口減少、人口密度の低下に加え、地球温暖化の影響による様々な災害への対応といった面からも、多くの課題に直面することになりました。そうした中、都市計画制度において、人口減少に代表される様々な課題に対応する今後の都市構造の方向性として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げた「立地適正化計画」というアクションプランを求められます。

しかし、現行の都市計画マスタープランは平成9（1997）年時の社会経済を背景に作成されたものであるため、現在の統計データや社会経済の情勢とは乖離した方向性を示していることから、現行の都市計画マスタープランの見直しを行うこととしました。

### 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想の2編で構成されています。

#### 第6次野辺地町まちづくり総合計画

#### 野辺地町の都市計画に関する基本的な方針（野辺地町都市計画マスタープラン）

- 各種個別計画
  - ・野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略・創生人口ビジョン
  - ・データヘルス計画
  - ・健康のへじ21
  - ・野辺地町産業振興促進計画
  - ・人・農地プラン
  - ・社会資本総合整備計画
  - ・野辺地町橋梁長寿命化修繕計画
  - ・国土強靱化地域計画
  - ・地域防災計画
  - ・野辺地町耐震改修促進計画
  - ・野辺地町行政改革大綱
  - ・公共施設等総合管理計画
  - ・公共施設等個別施設計画

#### 野辺地町都市計画マスタープラン

##### ●全体構想

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 将来目標人口
- 3 都市づくりの目標
- 4 将来の都市構造
- 5 都市づくりの方針

##### ●地域別構想

- 1 地域区分
- 2 町役場周辺地区
- 3 西部地区
- 4 東部地区

### 役割

- (1) 実現すべきまちの将来像を示す
- (2) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる
- (3) 住民参加によるまちづくりを促す

### 性格及び位置付け

野辺地町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する法定計画です。当該市町村を含む「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（青森県が定める都市計画区域マスタープラン）、議会の議決を経て定められた「第6次野辺地町まちづくり総合計画」に即することとなっています。

### 計画区域

野辺地町都市計画区域を含む、全町域を対象とします。

### 計画期間

令和5（2023）年から20年間  
今後の社会経済の情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 2 野辺地町の現状

### 人口の推移

年少人口は減少傾向にあるとともに、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



年齢別人口推移 / <H2～R2> 国勢調査 <R7～R27> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## 3 全体構想

### まちづくりの基本理念

「全ての町民が幸せに住み続けられるまちのへじ」

### 将来目標人口

令和25（2043）年に8,800人

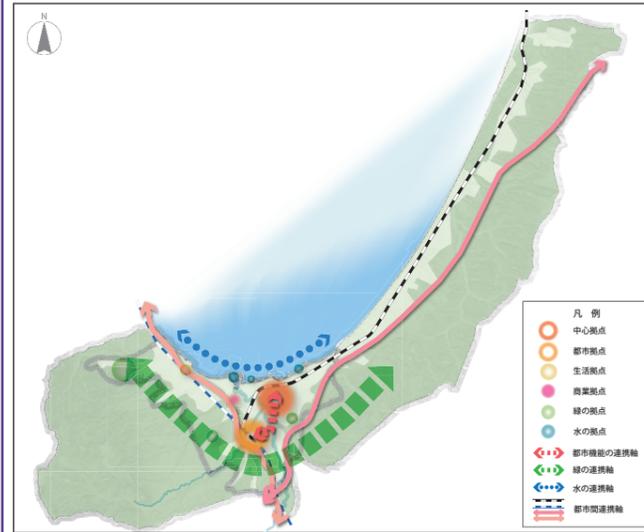
## 3 全体構想

### ●骨格構造のイメージ

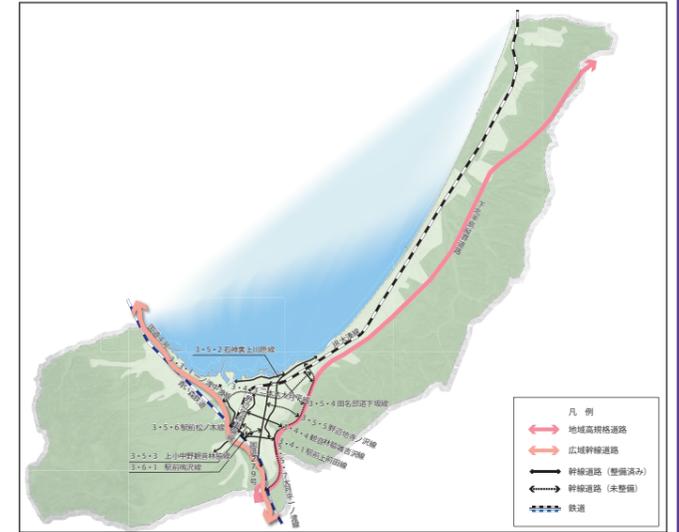
### 都市づくりの目標

- (1) 快適でやさしい都市づくり
- (2) 文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり
- (3) 産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり

### ●将来都市構造図



### ●交通施設方針図



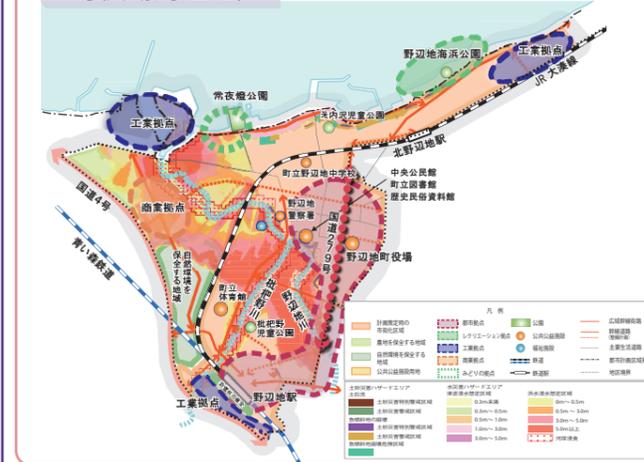
## 4 地域別構想

### 地域区分

町域を3つの地区に区分し、各地区の目指すべき市街地像及び実現すべき施策の方向性を示します。



### 町役場周辺地区



### 西部地区



### 東部地区

